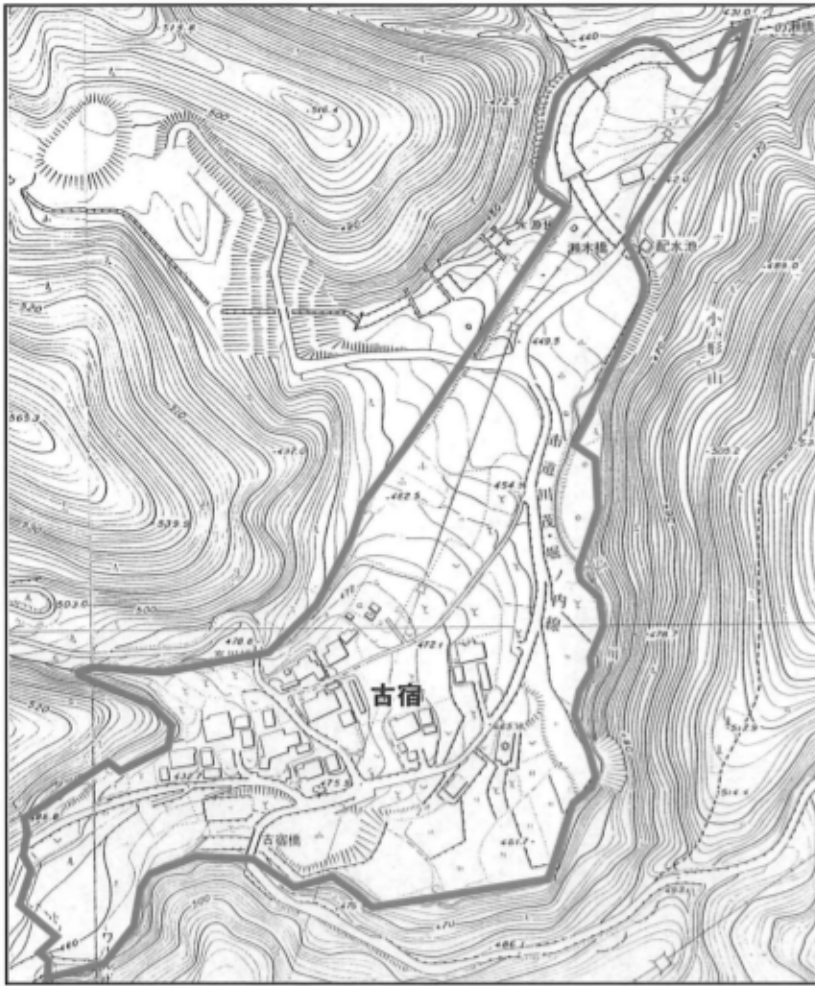


本年度は、禾生第四調査区を調査します  
(区域図参照)

平成13年度地籍調査実施区域略図



# 地籍調査にご協力ください

地籍調査は、国土調査法に基づく調査で土地の国勢調査と言われている大切な調査です。現在使われている登記簿や公図は、明治時代に作られたものです。これを最新の測量方法により、公図と登記簿を訂正し、土地の正確な位置、形状、地番、地目、面積を明らかにします。そして完成した地図(地籍図)はその正確性から公共事業に役立つばかりでなく、復元可能ですから後日の境界問題に大きな力を発揮します。

## ●調査方法は

一筆地調査といい、登記簿、公図及び地形地物などを参考に一筆ごとに地番、地目、境界を現地を確認します。

## ●境界への杭打ちは

土地所有者の皆さんには、後記の「一斉杭打ち日」に隣接土地所有者と立ち会いの上、杭を打っていただきます。国道県道、河川はそれぞれ所管する国や県の管理担当者が「頭の黄色い」杭を打ちます。そして市道、赤線、青線は、地区推進委員と市の地籍調査室で「頭の黄色い杭」を打ちますが、その杭に疑問のある方は地籍調査室にお問い合わせください。一度打った杭は皆さんの土地を測量する基になりますので、動かしたり抜いたりしたい場合は、事前にご相談ください。土地所有者の皆さんに、一斉に杭を打っていただくため、九月下旬の日曜日に「一斉杭打ち日」を設け「頭の赤い杭」を配布して、一斉に杭を打っていただきます。日程については後日土地所有者に通知します。打たれた杭は地籍調査室と推進委員が確認をした後、委託業者により測量を行います。

## ●測量調査結果は

調査・測量が済みますと、来年夏頃、地図(地籍図)と地番・地目・面積(地籍簿)を確認していただくため二十日間の閲覧を行います。誤りがなければ国の認証を得て法務局に送付し、登記簿と公図が訂正されます。

## ●一筆地調査で境界が決まらなかった場合

筆界未定として処理し、境界線が入りません。この場合、建築確認申請、農地転用などの手続きで許可されない場合があります。調査以後に境界が決まった場合には、個人の負担で筆界未定の解消の処理をしなければなりませんので、今回の地籍調査の際に境界を確定されることをお奨めします。

## ●調査前の心得として

・説明会には必ず出席して説明内容を把握してください。  
・隣接地との境界は、事前によく話しあって確定しておいてください。

## 問合せ

産業観光課 地籍調査室